

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和元年 7 月に実施した平成 30 年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和元年 9 月 10 日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 19 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
村山総合支庁総務企画部	令和元年 7 月 18 日	小野委員	武田委員
村山総合支庁保健福祉環境部	令和元年 7 月 18 日	小野委員	武田委員
村山総合支庁産業経済部	令和元年 7 月 18 日	小野委員	武田委員
村山総合支庁建設部	令和元年 7 月 18 日	小野委員	武田委員
中央病院	令和元年 7 月 18 日	小野委員	武田委員
置賜総合支庁総務企画部	令和元年 7 月 18 日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	令和元年 7 月 18 日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	令和元年 7 月 18 日	木村委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	令和元年 7 月 18 日	木村委員	海老名委員
庄内総合支庁総務企画部	令和元年 7 月 19 日	小野委員	武田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	令和元年 7 月 19 日	小野委員	武田委員
庄内総合支庁産業経済部	令和元年 7 月 19 日	小野委員	武田委員
庄内総合支庁建設部	令和元年 7 月 19 日	小野委員	武田委員
最上総合支庁総務企画部	令和元年 7 月 19 日	木村委員	海老名委員
最上総合支庁保健福祉環境部	令和元年 7 月 19 日	木村委員	海老名委員
最上総合支庁産業経済部	令和元年 7 月 19 日	木村委員	海老名委員
最上総合支庁建設部	令和元年 7 月 19 日	木村委員	海老名委員
企業局	令和元年 7 月 26 日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員
病院事業局	令和元年 7 月 26 日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員

第 2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 村山総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

入札事務が適切でないものがある。

落札決定後に最低制限価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの 1件
平成30年度災害に強いみちづくり事業(地債)一般県道次年子大浦線用地調査等事務委託

ロ 庄内総合支庁総務企画部

(イ) 工事施工管理が適切でないものがある。

(内容)

工事完了時に現場での完成検査を実施しなかったもの 1件

元酒田警第1号職員アパートブロック塀緊急対応工事

工 期 平成30年10月26日から同年11月14日まで

契約金額 415,800円

完 成 日 平成30年11月14日(同日に工事写真を受理)

ハ 最上総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

支出事務が適切でないものがある。

赴任旅費について、算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計15,000円

主な事例は以下のとおり

既支給額 74,440円

正支給額 82,440円

要追給額 8,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(庄内総合支庁総務企画部、最上総合支庁総務企画部)

(ロ) 支払事務の遅延等により、延滞利息を発生させたものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

(ハ) 支出額を誤ったことにより、早収期限内での支払ができず、遅収加算金を発生させたものがある。(庄内総合支庁産業経済部)

ロ 契 約

(イ) 長期継続契約にかかる平成31年度分の契約金額について、誤った金額で契約書に記載しているものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)

(ロ) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったものがある。(村山総合支庁建設部)

(ハ) 物品の購入に係る単価契約において、予定価格を超えた金額で業者を決定し、契約を行ったものがある。(置賜総合支庁総務企画部)

ハ 補助金

(イ) 実績報告日から額の確定までの期間が2箇月以上のものがある。(村山総合支庁産業経済部)